

行田市附属機関等の会議録の写し及び会議資料の公表の方法に関する要領

(平成14年3月18日市長決裁)

第1 趣旨

この要領は、法令に定めるもののほか、附属機関等の会議録の写し及び会議資料の公表の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議録の写し及び会議資料の公表

- (1) 附属機関等所掌課長は、所掌する附属機関等が会議を開催したときは、速やかに会議録の写し及び会議資料（他の行政機関等から取り寄せた資料など、参考資料として活用したものを除く。）を市政情報コーナー及び行田市ホームページで公表するものとする。
- (2) 上記（1）の会議録の写し及び会議資料の公表に関する決定については、行田市情報公開条例（平成11年条例第1号）に準ずるものとする。

第3 市政情報コーナー及び行田市ホームページにおける公表の方法

- (1) 市政情報コーナーにおける公表の方法
 - ① 附属機関等所掌課長が、当該会議録の写し及び会議資料を各部・室ごとに区分けた各附属機関等ごとのファイルに綴じ込むことにより行うものとする。この場合において、附属機関等概略書（様式）を別のファイルに綴じ込むものとする。
 - ② 附属機関等の会議録の写し及び会議資料は、年度ごとの入れ替えを原則とし、附属機関等所掌課長がこれを行うものとする。ただし、年度をまたいで関連性を有するものなどについては、この限りでない。
- (2) 行田市ホームページにおける公表の方法
 - ① 附属機関等所掌課長が、当該会議録の写し及び会議資料を企画政策課長に送付し、企画政策課長が行田市ホームページに掲載することにより行なうものとする。
 - ② 附属機関等所掌課長は、別に定めるインターネット・ホームページ掲載依頼書を作成し、これに会議録の写し及び会議資料を添付して企画政策課長に送付する。この際、電子データにより作成された文書については、当該電子データのみを送付する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行し、施行日以降に第2（1）の規定により公表する附属機関等の会議結果から適用する。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

様式（第3関係）

附 属 機 関 等 概 略 書

附属機関等の名称	
根 拠 法 令 等	
設 置 目 的	
所 掌 事 項	
設 置 年 月	
所管部・課・係	
備 考	